



運輸安全報告書

2024年度



東関交通株式会社

運輸安全マネジメント

1. 輸送の安全に関する基本的な方針(安全方針)

- 社長は、輸送の安全の確保が当社の事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、全従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底させます。
- 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

輸送の安全に関する重点施策

当社は輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、次に掲げる事項を実施しております。

- 全従業員に輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底し関係法令及び、安全管理規定に定められた事項を遵守いたします。
- 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または安全措置を講じます。
- 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し社内において必要な情報を伝達、共有いたします。
- 輸送の安全教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施いたします。

2. 輸送の安全に関する目標(安全目標)及びその達成状況

輸送の安全に関する目標（令和6年度）

当社では、輸送の安全目標として人身事故・車内事故ゼロ、物損事故ゼロ、車間距離確保の徹底を設定し目標達成に努めております。

輸送の安全に関する結果（令和5年度）

- 重大事故・・・0件
- 法令違反・・・0件
- 物損事故・・・5件

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

令和5年度 0件

4. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

輸送の安全のために講じた措置

令和5年度	項目	金額
車両設備	貸切バス3両	9400万円
	最新デジタルタコグラフ導入	75万円
乗務員健康管理	睡眠時間無呼吸症候群診断(SAS)	15万円
	脳MRI検診（脳ドック）	10万円
	健康診断（年2回）	40万円
乗務員教育	安全運転セミナー-外部講師（3回）	10万円

	適正診断	5万円
合計		9555万円

輸送の安全のために講じようとする措置

令和6年度	項目	予算
車両設備	貸切バス3両	9100万円
	最新デジタルタコグラフ導入	75万円
乗務員健康管理	睡眠時間無呼吸症候群診断(SAS)	15万円
	脳MRI検診（脳ドック）	10万円
	健康診断（年2回）	40万円
乗務員教育	安全運転セミナー外部講師（3回）	15万円
	安全運転における特別報酬	80万円
	適正診断	5万円
合計		9340万円

5.輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

[組織体制に関するPDF](#)

6.輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

実施	項目	内容
4月	バスを運転する心構え	事故における被害者の状況を把握することによって、さらなる安全意識の醸成を図る
5月	バスの運行の安全、乗客の安全を確保するために遵守すべきこと	バスに係る諸法令の理解
6月	バスの構造上の特性	バスと特性に係る運転方法（視覚の検証）
7月	乗車中の乗客の安全性を確保するために留意すべき事項	交通事故分析結果における乗客の安全確保のための運転方法
8月	乗客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項	乗客（高齢者等）の身体的状況の類似体験による運転動作等の再確認
9月	運行路線・経路における道路及び交通の状況	運行経路における諸情報の把握とヒヤリハット
10月	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	ドライブレコーダーによる検証等（運転者発表形式）
11月	運転者の運転適性に応じた安全運転	適性診断の見方と留意点
12月	交通事故に係る運転者の生理的及び心理的要因とこれらの対処方法	労働時間・運転時間等の理解と飲酒・薬物に関する運転への影響と法令理解
1月	健康管理の重要性	健康状態起因に関する事故状況と自己管理

2月	異常気象時における対処方法	最近の異常気象と運行に関する事例・対処方法
	非常用信号用具の取り扱い	各用具等の確認（有事発生を想定した乗客誘導の訓練）
3月	安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法	技術の向上と運用上の留意点
	ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転	ドライブレコーダーの記録を利用したヒヤリハット体験等の自社内での共有

※危険予測等においては、ドライブレコーダーによる映像を可能な限り準備し、検証等を行う
※乗客の立場（高齢者等）を理解する疑似体験は、「非常口等の取り扱い」「バスの構造上の特性」の日程と合わせて実施する

7.輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

輸送の安全に関し、内部監査を年1回以上実施いたします。必要に応じて是正措置又は予防措置を講じます。

8.安全管理規定

[安全管理規定に関するPDF](#)

9.安全統括管理者

取締役 浅川卓子

10.安全統括管理者の責務

安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

1. 全従業員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
2. 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
3. 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
4. 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、全従業員に対し周知を図ること。
5. 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
6. 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
7. 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
8. 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
9. 輸送の安全を確保するため、全従業員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
10. その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。